

産後ドゥーラ養成講座の受講費助成の拡充について

妊娠中や出産直後の区民がいる家庭に対する支援を担う産後ドゥーラ（産前産後の母子専門支援員）を利用者の希望に沿って派遣することができるよう、養成講座の受講費助成上限額を引き上げるとともに、助成枠を拡大します。

1 経緯

産後ドゥーラは、妊娠中や出産直後の家庭に対し、家事や育児支援、沐浴の援助、子育て相談などを行っています。

区は、産前産後の家庭への支援を充実するため、令和3年4月に利用可能時間を9時間から15時間に、令和6年4月に利用可能時間を30時間に、利用可能期間を120日から7か月になる前日までに拡充しましたが、出産後の疲労や育児に不安を抱える利用者からは、更なる継続的な支援を望む声が寄せられています。

また、区では、利用者の希望に沿った派遣が可能となるよう、令和3年度から産後ドゥーラ養成講座の受講費助成を開始し、これまで区内で活動する産後ドゥーラを継続的に育成してきましたが、現在のところ、増え続ける利用者のニーズに即応できる状況にはありません。

そのため、今後の更なる事業拡充も見据え、質の高いサービスを提供することができる専門性や豊富な経験を有する産後ドゥーラを積極的に確保していくことが必要です。

2 拡充する内容

- (1) 次の要件をいずれも満たす場合に産後ドゥーラの養成講座受講費助成の上限額を20万円から30万円まで引き上げます。
 - ①保育士、助産師等の資格を有すること。
 - ②港区内で3年以上母子専門支援員として従事すること。
- (2) 令和6年度の助成枠を15人から20人に拡大します。

3 事業規模

3,000千円

4 スケジュール（予定）

令和6年7月	令和6年第2回港区議会定例会（補正予算案の提出）
8月	区民等への周知、拡充後の事業開始